

板橋区スポーツ功労者表彰要綱

(昭和47年4月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区においてスポーツ活動の普及・発展に貢献し、その功績の著しい者を表彰することについて必要な事項を定め、もって区内のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(被表彰者の対象範囲)

第2条 被表彰者の対象範囲は、下記の要件に基づき、別に定める推薦基準によるものとする。

- (1) 区民スポーツ活動の健全な普及、発展に多年積極的に献身し、区民生活の向上に功績顕著な者
- (2) その他区長が表彰に値すると認めた者及び団体

(表彰の方法)

第3条 表彰は、毎年区民スポーツ大会開会式の日において、区長から表彰状に記念品を添えて表彰する。

2 第2条第2号の規定による表彰の場合、随時に表彰を行うことができる。

(スポーツ功労者表彰審査委員会)

第4条 被表彰者を審査するため、区長の諮問機関として板橋区スポーツ功労者表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる者の中から区長が任命又は委嘱する委員10名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区関係職員

3 審査委員会は、区長の諮問に応じ表彰すべき者及び団体の適否を審査して区長に答申する。

4 第3条第2項の規定により表彰を行ったときは、区長は、これを審査委員会に報告するものとする。

(被表彰候補者の推薦手続き)

第5条 被表彰候補者を推薦しようとするときは、別紙様式による推薦書及び候補者調書を添えて区長へ提出するものとする。

付 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成16年8月2日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年9月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年3月20日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年5月10日から施行する。

板橋区スポーツ功労者表彰候補推薦基準

1 被表彰候補者の推薦基準は次によるものとする。

- ア 区内の地域又は団体において、引き続いて10年以上スポーツ活動の普及、発展のための企画又は指導に積極的に貢献した者で、会長、副会長又は、理事長、監督等の各団体で定める役職経験者であること
(ただし、役職未経験者及びコーチ等は、引き続いて15年以上の指導、活動歴があること)
- イ 現在も熱心にスポーツ活動の普及、発展のための企画又は指導にあたっている者であること
- ウ 人格円満で信望が厚く、他の模範となる者であること
- エ 過去において、主としてスポーツに関する功績により区又は国、都の表彰を受けたことがない者であること
- オ 地域の指導者にあつては、活動が継続的で地域におけるスポーツ振興の貢献度が高い者であること
- カ 団体の指導者にあつては、その団体の活動にとどまらず、広くスポーツの振興に寄与している者であること
なお、以上の場合において、職業又は職業に関連してスポーツの指導にあたっている者、団体等で役職の地位のみにあるものは含まれない

2 推薦限度人数は10名以内とする

3 各推薦母体は、表彰候補者を決定するにあたっては厳正な審査を行い推薦すること

付 則

この基準の一部改正は、平成29年5月11日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、令和5年3月23日から施行する。